

治療と仕事の両立支援の相談先

主に、在職中の労働者(病気休業中等を含む)の両立支援の相談窓口

機関名	住所	電話番号	相談の事前予約
徳島産業保健総合支援センター	徳島市幸町3丁目61 徳島県医師会館3階	656-0330	不要です
徳島県社会保険労務士会	徳島市南末広町5-8-8 総合労働相談所	654-7777	不要です
日本労働組合総連合会徳島県連合会	徳島市昭和町3丁目35-1 なんでも労働相談ダイヤル	0120-154-052	不要です

主に、在職中の労働者(病気休業中等を含む)の両立支援の相談窓口

機関名	住所	電話番号	相談の事前予約
徳島大学病院 がん相談支援センター	徳島市蔵本町2丁目50-1	633-7306	必要です
徳島県立中央病院 がん相談支援センター	徳島市蔵本一丁目10-3	631-7151	必要です
徳島市民病院 患者支援センター・がん相談支援センター	徳島市北常三島町2丁目34	622-5121	必要です
徳島赤十字病院 医療・がん相談支援センター	小松島市小松島町字井利ノ口103	0885-32-2555	必要です
徳島県立三好病院 がん相談支援センター	三好市池田町シマ815-2	0883-72-1131	必要です

主に、治療中の労働者の就労・雇用等に係る両立支援の相談窓口

機関名	住所	電話番号	相談の事前予約
徳島公共職業安定所	徳島市出来島本町1丁目5	622-6305	不要です

主に、若年性認知症に係る両立支援の相談窓口

機関名	住所	電話番号	相談の事前予約
若年性認知症支援コーディネーター (徳島県認知症コールセンター)	徳島市中昭和町1丁目2番地	678-4707	不要です

主に、治療と仕事の両立に悩んでいる就業者・休職者の相談窓口

機関名	問い合わせ先	支援内容	相談の事前予約
日本キャリア開発協会	電話相談予約サイト https://www.j-cda.jp/hatarakikata/index.php	1回30分の無料電話相談 (通話料はご相談者負担)	必要です
キャリアコンサルティング協議会	メール問い合わせ先 soudan@career-cc.org	1回30分の無料電話相談 (通話料はご相談者負担)	必要です

協力団体

機関名	役割
日本産業カウンセラー協会四国支部徳島事務所	治療と仕事の両立支援の内容に関して専門的立場から必要なアドバイスを行います。
日本医療社会福祉協会	
徳島県経営者協会	
徳島県医師会	

行政機関

機関名	住所	電話番号	役割
徳島県保健福祉部健康増進課	徳島市万代町1-1	621-2223	ご相談を受けた場合、内容に応じ適切な窓口で事業を取り次ぎます。
徳島県保健福祉部長寿いきがい課 いきがい・活躍推進室	徳島市万代町1-1	621-2213	
徳島県商工労働観光部労働雇用戦略課	徳島市万代町1-1	621-2346	
徳島労働局職業安定課	徳島市徳島町城内6-6	611-5383	

推進チーム事務局 両立支援に関する総合窓口

市外局番なしは全て『088』です。

機関名	住所	電話番号	相談の事前予約
徳島労働局健康安全課	徳島市徳島町城内6-6	652-9164	不要です

事業主、人事・労務担当者の皆さんへ

病気の治療と仕事の両立支援 に取り組んでみませんか？ あなたの職場でも、

- がんなどの疾病を抱える労働者は増えていますが、医療技術の進歩により、治療を受けながら仕事を続けられる可能性は高まっています。
- 事業場における両立支援の取組状況は様々で、中には事業主や担当者が、疾病を抱えた従業員の雇用管理や医療機関との連携などに苦慮している例もあります。
- 本人が就労の継続を希望している場合、適切な治療を受けさせながら仕事を続けられる環境を整備することが事業場に求められます。
- 治療への配慮が職場で広く理解され、病状に応じて柔軟な勤務を可能とする休暇・勤務制度を導入するなどにより不本意な離職を可能な限り防ぐことで、貴重な人材資源の喪失を防ぐことができると共に、従業員のモチベーションが上がり、労働生産性の維持・向上にもつながります。
- 従業員も、疾病の不安を少しでも解消し、生きがい、働きがいを実感することができます。



治療と仕事の両立支援を効果的に進めるため、徳島県内の関係団体がネットワークを構築し、連携することによって、両立支援の取組の推進を図る目的で設置されたのが「徳島県地域両立支援推進チーム」で、推進チームの各窓口において、事業者や人事労務担当者などからの両立支援に関する相談に応じています。

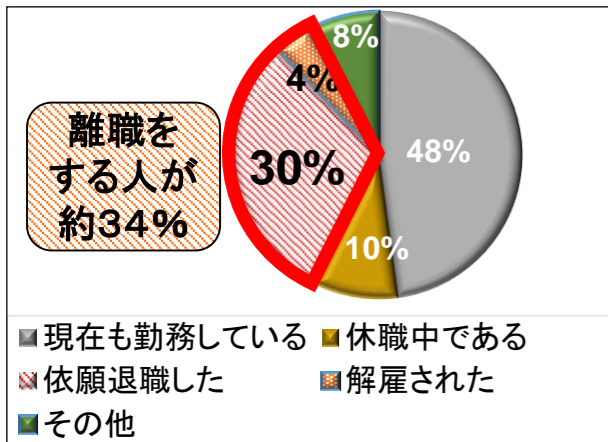
また、状況によっては、本人や医療機関との間に立って両立を探るお手伝いをします。

徳島県地域両立支援推進チーム

治療と仕事の両立について ～患者の現状・ニーズ～

日本の労働人口の約3人に1人が何らかの疾病を抱えながら働いている

しかし、例えば、がんの場合は・・・



がん患者の離職理由

- 仕事を続ける自信がなくなった 37%
- 会社や同僚、仕事関係の人々に迷惑をかけたと思った 29%
- 治療や静養に必要な休みをとることが難しかった 23%

それぞれの視点からの両立支援の意義

労働者にとっての意義

疾病にかかったとしても、本人が希望する場合は、疾病を増悪させることがないよう、適切な治療を受けながら、仕事を続けられる可能性が高まる。

事業者にとっての意義

疾病による従業員の離職を防ぐことで、貴重な人材資源の喪失を防ぐことが可能となると共に、従業員のモチベーション向上から、労働生産性の維持・向上にもつながる。

主治医を含めた医療関係者にとっての意義

仕事を理由とする治療の中断や、仕事の過度な負荷による疾病の増悪を防ぐことで、疾病の治療を効果的に進めることが可能となる。

社会にとっての意義

疾病を抱える労働者の方々も、それぞれの状況に応じた就業の機会を得ることが可能となり、全ての人が生きがい、働きがいを持って各々活躍できる社会の実現に寄与することが期待される。

治療と職業生活の両立支援のためのガイドラインの概要

1 両立支援を行うための環境整備（実施前の準備事項）

- 事業者による基本方針等の表明と労働者への周知
- 研修等による両立支援に関する意識啓発
- 相談窓口の明確化等
労働者が安心して相談・申出できる相談窓口及び情報の取扱い等を明確化
- 休暇・勤務制度の整備
両立支援のために利用できる休暇・勤務制度を検討・導入
【休暇制度】時間単位の年次有給休暇、傷病休暇・病気休暇
【勤務制度】短時間勤務制度、テレワーク、時差出勤制度、試し出勤制度

2 個別の両立支援の進め方

両立支援を必要とする労働者からの申出

両立支援のための情報のやりとり

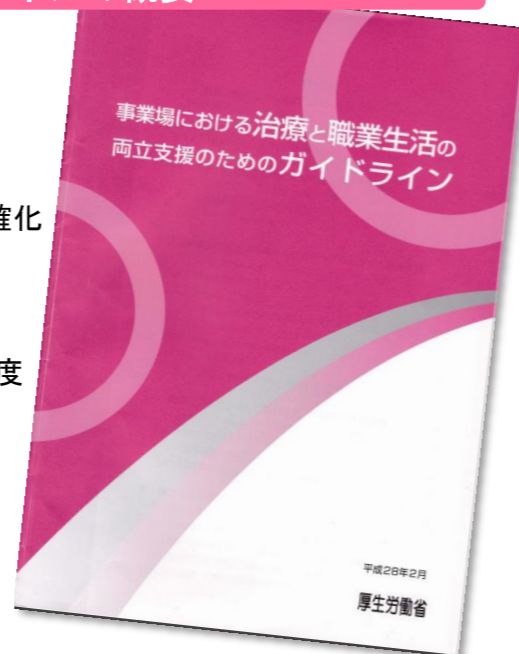
①労働者から、主治医に対して、業務内容等を記載した書面を提供

②主治医から、事業者へ就業継続の可否や就業上の措置、治療への配慮等について意見書を提出

③職場における両立支援の検討と実施

事業者は、主治医、産業医等の意見を勘案し、労働者本人と十分に話合った上で、就業継続の可否、具体的な措置（作業転換等）や配慮通院時間の確保等の内容を決定・実施

※「両立支援プラン」の作成



「両立支援コーディネーター」がお手伝いします

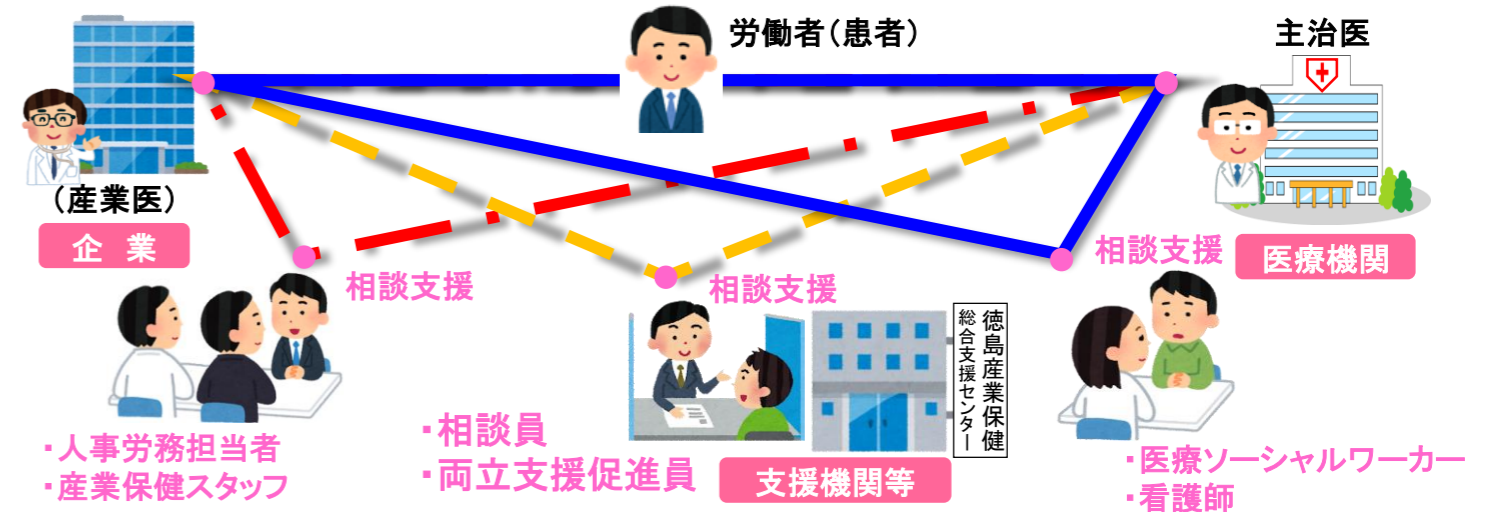
両立支援コーディネーター

担い手：企業の人事労務担当者や産業保健スタッフ・医療機関の医療従事者・支援機関等

機能：支援対象者に寄り添いながら継続的な相談支援等を行うこと

役割：それぞれの立場における支援の実施及び関係者との連携・調整

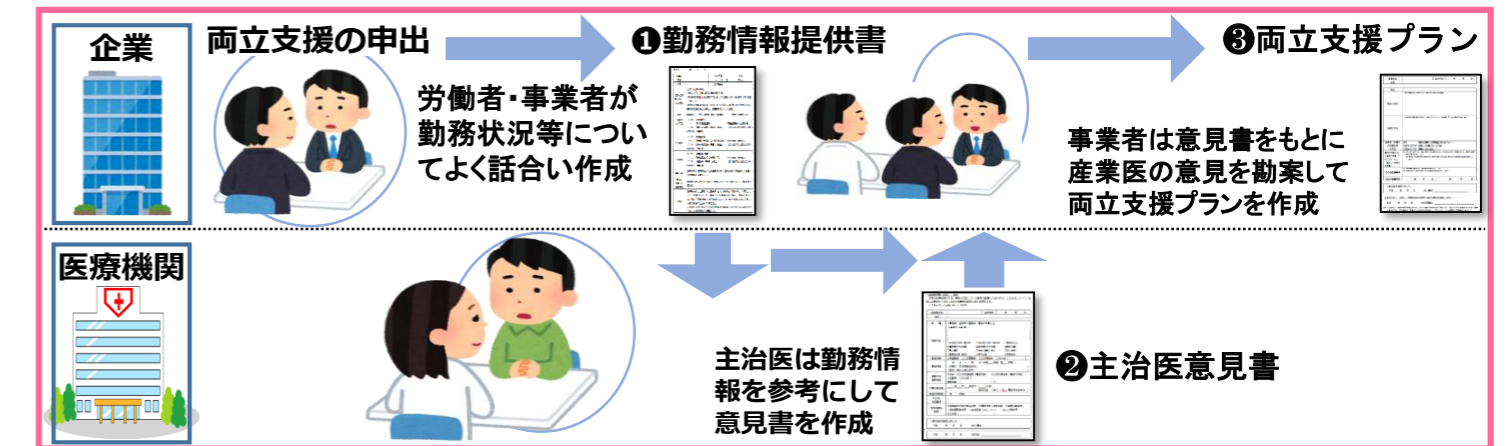
支援対象者の同意を前提として、治療に関する情報や業務に関する情報等を得て、支援対象者の治療や業務の状況に応じた必要な配慮等の情報を整理して本人に提供する等



企業・医療機関連携マニュアル

企業と医療機関が連携することで、労働者本人の症状や業務内容に応じた、より適切な両立支援の実施が可能となる。

企業・医療機関における両立支援のための情報のやりとり



障害者雇用安定助成金（障害や傷病治療と仕事の両立支援コース）

- 本助成金は、労働者の障害や傷病の特性に応じた治療と仕事を両立させるため、治療や通院のための柔軟な勤務制度や休暇制度（両立支援制度）を導入する事業者に対して助成するものであり、労働者の雇用維持を図ることを目的としています。
- 助成金の支給対象は、行った措置の内容によって2つに区分されます。

環境整備助成 両立支援制度を導入し、かつ、両立支援に関する専門人材を社内に配置した事業者に対して助成

支給対象措置 以下の2つを行った場合が支給対象となる。

- 両立支援制度の導入
- 専門人材（企業在籍型職場適応援助者又は両立支援コーディネーター）の配置

助成額

- 企業在籍型職場適応援助者を配置した場合 30万円
- 両立支援コーディネーターを配置した場合 20万円

制度活用助成 両立支援コーディネーターを活用し、両立支援制度を労働者に適用した事業者に対して助成

支給対象措置 以下の2つを行った場合が支給対象となる。

- 両立支援コーディネーターの活用
- 両立支援制度の労働者への適用

助成額

- 対象労働者が有期契約の場合 20万円
- 対象労働者の雇用期間に定めのない場合 20万円